

微小粒子状物質（PM2.5）に係る「午後1時の高濃度予報」による 情報提供の開始について

微小粒子状物質（PM2.5）について、環境省が取りまとめた「注意喚起のための暫定的な指針の判断方法の改善について」に基づき、神奈川県と連携を図り、その取組を強化します。

これまで実施している午前8時の高濃度予報に加え、12月5日からは新たに「午後1時の高濃度予報」を次のとおりを開始し、市民の皆様にご注意喚起に向けた情報提供を行います。

1 注意喚起する事項

PM2.5高濃度予報の実施時には、次の事項について注意を促します。

- 不要不急の外出をできるだけ減らす。
- 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
- 屋内では換気や窓の開閉を必要最小限にする。
- 呼吸器系や循環器系に疾患のある方、小児、高齢者などは体調に応じてより慎重に行動する。

2 情報提供方法

次の情報媒体により、PM2.5高濃度予報と注意喚起事項をお知らせします。

- 防災行政無線
- 防災メール（登録を希望される方は、下記メールアドレスに空メールを送信）
PC用：mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp
携帯電話用：mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp
- 市ホームページ（<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000045042.html>）
- ※ 保育園、幼稚園、小学校等の幼児・小児、呼吸器系等に疾患のある方、高齢者など多くの方々に情報が届くように防災行政無線を活用します。

3 今後の対応

今後の運用状況、国で集積される知見等を踏まえ、高濃度予報の判断方法、周知の方法などを適宜見直していきます。

【参考】

○ 注意喚起の判断基準

県内の一般環境大気測定局（現在36局）で次の条件に該当する場合は、国の暫定指針値（1日平均値70マイクログラム/m³）を超えるおそれがあると判断し、注意喚起を行います。

・ 午前8時

各測定局における午前5時、6時及び7時の3時間の1時間値の平均値を求め、その中央値（平均値を大きい順に並べ、中央の順位にある値）が85マイクログラム/m³を超過した場合

・ 午後1時

各測定局における午前5時から12時までの1時間値の平均値を求め、その最も大きい値（最高値）が80マイクログラム/m³を超過した場合